

緊急事態宣言に係る臨時給付金の支給について

(長万部商工会会員以外の事業者の皆様へ)

令和3年5月16日から31日まで北海道へ緊急事態宣言が発令され、さらに6月20日まで延長されたことにより、町内の企業活動に大きな影響が出ているため、長万部商工会が窓口となり、臨時交付金を支給します。

長万部商工会の会員以外であっても商工事業者であれば申請できますので、ぜひご利用ください。

1対象者

- (1)日本標準産業分類の大分類において、C～Nに該当する事業者
- (2)長万部町内に主となる事業所がある事業者
- (3)令和3年5月16日から6月20日の期間に事業所を廃止していない事業者
- (4)事業収入額を証明できる事業者(年金収入や雑収入のみの方は対象外。)
- (5)(1)～(4)の条件を全て満たす事業者

- ※町HPからダウンロード、もしくは役場1Fロビー、2F産業振興課にあります。
- (2)確定申告書Bの写し
- ※令和3年から事業を開始した方は、事業専用通帳の写しに収支の明細を添付。

3申請期限

- 令和3年7月30日(金)
- ※期日を超えての申請はできません。

4支給額

- 75,000円

【提出先・お問い合わせ先】

- 役場産業振興課 ☎2-2455(直通)



2提出書類

- (1)長万部町緊急事態宣言に係る臨時給付金交付申請書

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

(1)支給対象者

ひとり親世帯

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 **(申請不要・北海道より支給済)**
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※②③は申請が必要です。

その他の世帯

・基準日(令和3年3月31日)時点で、18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等

- ①令和3年度分の住民税(均等割)が非課税である方
申請は不要です。(該当者には通知文書を送付してあります。)
- ②令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
※②は申請が必要となります。

(2)給付額

- ・児童一人あたり一律5万円
- ※いずれかに該当して支給された方は、重複して受け取ることはできません。



●お問い合わせ先 町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453